

消費税額算出時の端数処理の変更について

令和 5 年 10 月 1 日から、消費税の適格請求書保存方式(インボイス制度)が施行されます。

当院では適正な請求書を発行するため、消費税額算出時の端数処理を「10円未満の端数切り捨て」から「1円未満の端数切り捨て」に変更いたします。

これに伴い、自由診療等の税込料金が1円単位で変更になる場合がございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

■ 変更日 令和 5 年 10 月 1 日

■ 変更点 消費税額算出時の端数処理方法

「10円未満の端数切り捨て」 → 「1円未満の端数切り捨て」に変更

たとえば・・・

おたふくかぜ予防接種料金

現行(10円未満の端数切り捨て)

5,830 円(税抜) → 10%課税後 6,413 円 → 6,410 円(税込)

変更後(1円未満の端数切り捨て)

5,830 円(税抜) → 10%課税後 6,413 円 → **6,413 円(税込)**

■ 対象項目 消費税が課税されるもの

(自由診療、文書料、予防接種料、健康診断料など)

※通常の保険診療は非課税ですので、影響はありません。

ご不明な点がございましたら、医事課までお問い合わせください。